

工事請負契約変更状況(10月分)

平成30年11月6日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
530008	水道建設課	青山一丁目地内配水管布設工事	17,150,400	19,384,920	17,113,680	17,554,320	403,920	2.4%	(4)	2	H30.10.1	(株)小林水道土木工業所
529149	水道建設課	山岸二丁目外地内配水管布設その2工事	70,200,000	71,781,120	-	68,982,840	-1,217,160	-1.7%	(4)	2	H30.10.2	(株)高設
130032	長寿社会課	本宮児童・老人福祉・地区活動センター雨水排水工事	2,592,000	2,962,440	2,592,000	2,396,520	-195,480	-7.5%	(4)	2	H30.10.3	高清建設(株)
529143	下水道整備課	手代森処理分区第五工区污水管布設工事	47,948,760	54,119,880	47,885,040	50,612,040	2,663,280	5.6%	(4)	2	H30.10.11	(有)黒澤建設
130043	玉山・建設課	市道門前寺線側溝改修工事	6,528,600	7,450,920	6,503,760	6,742,440	213,840	3.3%	(4)	1	H30.10.15	吉田建設(株)
130086	玉山・建設課	市道釘の平線側溝改修工事	1,799,280	1,836,000	1,600,560	1,920,240	120,960	6.7%	(4)	1	H30.10.15	(有)エコシステム
130009	公園みどり課	中央公園園路広場外整備その3工事	28,522,800	30,247,560	26,889,840	29,121,120	598,320	2.1%	(4),(6)	1	H30.10.16	(有)宮田屋
130063	玉山・建設課	市道釘の平線舗装補修工事	9,711,360	11,074,320	9,710,280	10,071,000	359,640	3.7%	(4),(6)	1	H30.10.18	開成建設(株)
130024	教委・総務課	盛岡市立飯岡中学校屋内運動場等非構造部材地震対策工事	24,300,000	25,315,200	22,709,160	24,289,200	-10,800	0.0%	(4),(7)	2	H30.10.19	岩手建工(株)
130072	道路建設課	市道岩山2号線道路改良工事	3,297,240	3,762,720	3,277,800	3,450,600	153,360	4.7%	(4)	1	H30.10.22	(株)富士見興業
130051	道路建設課	市道南大橋明治橋線道路改良付帯工事	3,564,000	3,986,280	3,471,120	3,573,720	9,720	0.3%	(4)	2	H30.10.22	中亀建設(株)
130002	盛岡南整備課	市道碓堰8号線外道路改良工事	16,956,000	16,989,480	14,776,560	19,177,560	2,221,560	13.1%	(4),(6)	2	H30.10.23	盛舗建設(有)
529135	水道建設課	南大通一丁目地内配水管布設替その1工事	33,804,000	35,382,960	31,341,600	37,429,560	3,625,560	10.7%	(4)	4	H30.10.24	J・ウォーター(株)
130031	道路建設課	市道浜民東線外1路線道路改良工事	19,267,200	21,709,080	19,235,880	19,046,880	-220,320	-1.1%	(2),(4),(6)	1	H30.10.25	みちのく工業(株)
529142	水道建設課	乙部4地割地内配水管布設替その1工事	58,860,000	59,126,760	52,525,800	61,592,400	2,732,400	4.6%	(4)	3	H30.10.30	(株)高設
530015	水道建設課	小杉山外地内配水管布設替工事	16,470,000	18,620,280	16,410,600	17,490,600	1,020,600	6.2%	(4)	2	H30.10.31	(株)アコード

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。